

令和2年度鳥取県職員採用試験

(船舶乗組員(航海士))

受 験 案 内

◆鳥取県総務部行財政改革局人事企画課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階

電話 (0857) 26-7034 インターネット<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日時、試験会場、合格者発表日

受付期間	6月2日(火)～7月10日(金)(必着) ◎ 郵便若しくは信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、7月10日(金)17:15までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの)に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日及び日曜日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	受験票に記載する日時(7月中旬予定) ※応募受付後、試験日程等を決定します。
試験会場	鳥取県庁会議室(鳥取市東町一丁目220)(予定) ※試験会場を変更する場合は受験票送付時に案内します。
合格者発表日	7月下旬予定

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職 種	採用予定者数	職務内容	主な配属先
船舶乗組員 (航海士)	1名程度	漁業取締船、試験船に乗船し、漁業取締、船舶の運用、試験操業、船舶の運航、船内における生活に関する業務に従事します。	境港水産事務所、水産試験場、栽培漁業センター

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

◆上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。試験に関して変更等がある場合は人事企画課ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和45年(1970年)4月2日以降に生まれた人

(2) 必要な資格・免許等

職 種	必 要 な 資 格 ・ 免 許 等
船舶乗組員 (航海士)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士(航海)の免許及び電波法施行令(平成13年政令第245号)第2条に規定する第1級海上特殊無線技士の免許を有する人又は令和2年8月31日までにこれらの免許を取得する見込みの人

(注) 上記の要件に該当しない又は資格・免許等が取得できない場合は、最終合格者となっても採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和2年8月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。(漁業取締業務など公権力の行使に携わるものには従事できません。)

詳しくは、「〈参考1〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
基礎能力試験	100点	職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験(SPI3(基礎能力のみ)) [1時間10分]
専門試験	200点	[記述式...3問 1時間30分] 職務遂行に必要な専門的知識についての筆記試験 出題分野:航海、運用及び法規に関する科目
適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査 [15分]
人物試験	500点	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 合格者の決定方法

(1) 合格者

試験合格者は、基礎能力試験、専門試験及び人物試験の得点を合計した得点(以下「合計得点」という。)の高い順により決定します。

なお、基礎能力試験、専門試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とします。

試験の結果によっては、合格者がいない場合や、不測の事態を見込んで補欠合格を出す場合があります。

(2) 証明書等

最終合格者の決定後、採用までに受験資格の確認のため、資格証明書や職歴証明書等を提出していただく場合があります。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されない場合があります。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行財政改革局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、合格者全員に通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	基礎能力試験、専門試験及び人物試験の合計得点、並びに順位	合格者発表日から1月間	鳥取県総務部行財政改革局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人**（ただし、**受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可**）が**運転免許証、学生証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください**。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

鳥取県個人情報保護条例第12条第2項の規定により、**受験者本人が病気等やむを得ない事情により開示請求をすることができない場合は、代理人による書面での開示請求が可能です**。手続等の詳細については、鳥取県総務部行財政改革局人事企画課までお問い合わせください。

また、**希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験日当日に84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください**。

8 採用時期及び給与等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和2年9月1日を予定していますが、欠員等の状況及び必要な資格・免許等の取得状況によってはそれ以前に採用される場合があります。

(2) 給与

令和2年4月1日現在における初任給（月額）は次のとおりです。

- ・228,200円（大学（4年制）卒業後すぐに採用された場合の額）
- ・178,300円（高校卒業後すぐに採用された場合の額）

一定の職歴等がある人は、その経歴の内容に応じて上記の金額に所定の金額が加算されます。昇給は、原則として毎年1回、4月1日に行われます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

9 受験申込手続

提出書類	<p>申込書 1 部…受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。）</p> <p>返送用封筒 1 通…受験票を郵便により返送するため、84円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出してください。</p>
申込先	<p>鳥取県総務部行財政改革局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7034,7033 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570（県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行財政改革局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（船舶乗組員（航海士）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）</p>
受験票の交付	<p>受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、<u>7月14日（火）までに到着しないときは、鳥取県総務部行財政改革局人事企画課に直接お問い合わせください。</u></p>

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、**受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）**を持参してください。
- (3) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただきますので、携帯電話を時計として使用することは一切認めません。
- (4) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

〈参考1〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。
〔代表例〕
 - ①公権力の行使に該当する業務
 - (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - (5) 不服申立てに対する裁決に関する事務
 - (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 - ②公の意思形成への参画に携わる職
本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。
ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に活動の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

〈参考2〉今回募集職種の直近の試験実施結果について

職種	受験者数(A)	最終合格者数(B)	受験競争率(A)／(B)	実施年度
船舶乗組員（航海士）	2	1	2.0	平成26年度

【試験会場案内図】

鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220）



◎ 土曜日及び日曜日は、県庁正面玄関は閉まっていますので、西側（武道館側）職員通用口からお入りください。